1. 趣旨

この制度は、国の制度に基づき本市の要綱において定めるもので、消防団の活動に協力 している事業所に対し、社会貢献の証しとして表示証を交付することにより、消防団と事 業所の連携を促進し、地域の消防防災力の強化を目的とするものです。

2. 札幌市消防団協力事業所実施要綱について

- (1) 交付者: 市長
- (2) 認定基準

消防法令に違反していないことを前提条件に次のいずれかに該当すること。

- ① 従業員が消防団員として、3人以上入団している。
- ② 従業員の就業時間中における消防団活動について積極的に配慮している。
- ③ 災害時等における資機材等の提供、訓練場所又は施設用地の提供等、消防団活動を支援している。
- ④ その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与するなど、市長が特に優良と認めるとき。
- (3) 交付手続き



- (4) 施行日 平成19年10月1日
- (5) 有効期限 2年間 協力事項の現状確認及び更新継続の意思確認ができれば、更新できる。
- (6) 総務省表示証(ゴールド) について

本要綱に定める表示証(シルバー)を受けた事業所のうち、本市が特に優良と認めた事業所を総務省消防庁に推薦することにより、審査を経て消防庁長官から総務省消防庁表示証(ゴールド)が交付されます。





本市表示証

総務省表示証

※ 令和4年4月1日現在、40事業所が認定されている。